

重要事項説明書

社会福祉法人 松寿会
生活介護事業所かけはし

生活介護事業所かけはし

重要事項説明書

当事業所はご利用いただく方に対して、生活介護サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 松寿会
所在地	香川県坂出市大屋富町3100番地13
電話番号	0877(47)3501
代表者職氏名	理事長 松浦裕子
設立年月日	昭和62年12月25日

2. 事業所の概要

事業所名称	かけはし
所在地	香川県坂出市王越町乃生983-1
電話番号	0877(57)3170
障がいサービス統轄責任者氏名	朝岡 貴宏(兼務)
定員	6名

3. サービスの目的及び運営方針

目的	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。 このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。
運営方針	事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の法令を遵守し、ご利用いただく方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき必要なサービスを適切にきめ細やかに行います。

4. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)
管理者	1	
サービス管理責任者	1	
看護師		1
生活支援員	3	3
作業療法士		1

5. サービス実施地域

坂出市、丸亀市、高松市及び綾歌郡全域

6. 営業日及びサービス提供時間

営業日 月～金(ただし12月31日～1月3日は除く)

営業時間 平常時間 8時30分～17時30分

サービス提供日 月～金(ただし12月31日～1月3日は除く)

サービス提供時間 平常時間 9時30分～16時00分

7. 設備の概要

施設

建物	構造	鉄骨造平屋建物
	敷地面積	1, 591. 52㎡
	建築面積	492.40㎡

主な設備

	設置数	特記事項
相談室	1か所	
障がい者用トイレ	1か所	
トイレ	1か所	
多目的室	1か所	
お風呂	2か所	男性浴室、女性浴室
洗面所	2か所	
訓練、作業室	4か所	
厨房	1か所	

更衣室	1か所	男性、女性とは時間差を利用して使用
-----	-----	-------------------

8. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

①相談及び援助

ご利用いただく方及びその家族様が希望する生活やご利用いただく方の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

②訓練

生活能力の維持向上の為に食事や家事等の日常生活を向上させるための訓練を行います。(日常訓練、社会適応訓練等)

③介護

ご利用いただく方の状況に応じて適切な技術を持って食事、入浴、排泄、更衣等の生活全般にわたる援助を行います。

④事業所外支援

常時サービスをご利用しているご利用いただく方が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

⑤健康管理

日常生活上必要なバイタル確認や投薬、その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

⑥創作活動

創作活動の機会を提供いたします。

⑦集団活動

外出や屋内の行事を軸として、取り組みの内容や行き先を話し合い、集団を意識するような場面を作ります。

⑧生産活動

軽作業等の生産活動の機会を提供いたします

上記生産活動における事業収入から、必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事しているご利用いただく方にお支払いします。

⑨送迎サービス

希望によりサービス実施地域の送迎をご利用いただけます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス(以下のサービスにつきましては実費を頂きます。)

① 食事サービス(270円/1食)

希望により昼食、夕食を提供します。栄養とご利用いただく方の身体状況や嗜好に配慮しバラエティーに富んだ食事を提供します

② 創作的活動及び生産活動(実費)

創作活動及び生産活動で行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用を頂きます。

③ 日常生活上必要となる諸経費(実費)

ご利用いただく方の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用を頂きます

④ 社会生活上の便宜の供与等(要相談)

日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、ご利用いただく方またはご家族様が行うことが困難な場合、ご利用いただく方の同意を得て代行いたします

⑤ その他

延長受入れ(要相談)

サービス提供記録等の複写代(20円/1枚)

証明書諸書類発行代(100円/1枚)

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、ご利用いただく方の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しはご利用いただく方に交付いたします。

9. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

障害者以外の者の雇用	生産活動における作業員として障害者以外の者の雇用をする場合があります。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく場合があります。
喫 煙	所定場所以外での喫煙は禁止しています。
貴重品の管理	貴重品は、ご利用いただく方の責任において管理していただきます。 自己管理のできない方につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします
宗教活動・政治活動・営利活動	ご利用いただく方の思想、信仰は当然自由ですが、他のご利用いただく方に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮くだ

	さい。
体調管理	風邪など病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

10. 訓練等給付費対象サービス内容の料金

(1) 訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、ご利用いただく方負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます) なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「8. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月 15日までにご請求しますので、その月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①ご利用いただく方指定口座からの自動振替

ご指定の金融機関口座から月1回引落します。

手数料は1回につき150円です(ご利用いただく方負担)

事前に申し込みをしていただきます。

②事業者指定口座への振込

下記口座へご利用いただく方の方がお振込み願います。手数料はご利用いただく方のご負担となります。

金融機関: 百十四銀行 坂出支店
普通預金 0619196

口座名義: しゃかいふくしほうじん しょうじゅかい りじちよう まつうらひろこ
社会福祉法人 松寿会 理事長 松浦裕子

③松ヶ浦荘事務所へ現金でご持参いただく

11. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①障害福祉サービス受給者証を交付され、訓練等給付費の支給決定を受けた方で

当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者サービス提供に係る重要事項についてご説明します。

- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、個人別支援計画等を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は訓練等給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、ご利用いただく方から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします

(2) サービスの終了

- ① ご利用いただく方が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、ご利用いただく方の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用いただく方やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、ご利用いただく方は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ ご利用いただく方がサービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、お支払いいただけない場合、またはご利用いただく方やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

12. 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①ご利用いただく方が施設に入所した場合
- ②訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合
(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ご利用いただく方が亡くなった場合

13. 担当従業者の変更を希望される場合の相談窓口について

ご利用いただく方のご事情により、担当従業者の変更を希望される場合は、下記のご相談担当者までご相談ください。

- ① 相談担当者氏名 サービス管理責任者 藤川泰英
- ② 連絡先電話番号 0877-57-3170
- ③ 連絡先FAX 0877-47-3119
- ④ 受付日および受付時間 月～土(午前9時～午後5時)

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ・事業者および事業者の使用する従業員は、正当な理由なくその業務上で知り得たご利用いただく方およびそのご家族などの秘密を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・事業者は、ご利用いただく方からあらかじめ文書で同意を得ない限り、他の障害福祉サービス事業者等に、ご利用いただく方の個人情報を提供しません。
- ・事業者は、ご利用いただく方およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物(電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・事業者が管理する情報については、ご利用いただく方の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。

15. 緊急時の対応について

ご利用いただく方に病状の急変、そのた緊急事態が生じたときは、主治医、協力医療機関、協力施設と連絡をとり、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

- ① 協力医療機関・・・公益財団法人 香川成人医学研究所 Wellクリニック
- ② 協力施設・・・・・・特別養護老人ホーム松ヶ浦荘

16. 事故発生時の対応

ご利用いただく方に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町、ご利用いただく方のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用いただく方に対する就労継続支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ①損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険
- ②保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

17. 苦情の受付について

苦情やご相談は面接・電話・書面等により以下の専用窓口で受け付けます。

(1)苦情受付窓口

かけはし

電話番号 0877-57-3170

受付時間 月曜日～土曜日(午前9時～午後5時)

(2)社会福祉法人松寿会の苦情処理手順

①目的

社会福祉法人松寿会が運営する事業におけるご利用いただく方等からの苦情を適切に解決する体制を整備することにより、ご利用いただく方個人の権利を擁護するとともに、ご利用いただく方のニーズの把握や改善を行い、施設運営の適正化を目的とする。

○苦情解決責任者

かけはし

障がいサービス統轄責任者 朝岡 貴宏

○苦情受付担当者

サービス管理責任者 藤川泰英

○第三者委員会委員

堤 美佐代 (元王越地区民生児童委員協議会会長)

綾野 恵三 (前松山地区民生児童委員協議会会長)

②苦情の解決方法

○苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

○苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内

容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

○苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ・第三者委員による苦情内容の確認
- ・第三者委員による解決案の調整、助言
- ・話し合いの結果や改善事項等の確認

③「福祉サービス運営適正化委員会」の紹介

かけはしで解決できない苦情は、香川県社会福祉協議会(連絡先 087-861-0545)に設置された運営適正化委員会に申出ることができます。

(3)事業所以外に、市町その他の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

【行政機関その他の苦情受付機関】

坂出市ふくし課	電話番号 0877-44-5007 受付時間 8時30分～17時15分
香川県国民健康保険団体連合会	電話番号 087-822-7435 受付時間 9時～17時
香川県健康福祉部	電話番号 087-831-1111 受付時間 8時30分～17時15分

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。												
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難、防災訓練をご利用いただく方々も参加し実施します。												
防火設備	<table style="width: 100%; border: none;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">・自動火災報知機</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 50%;">・誘導灯</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> </tr> <tr> <td>・非常通報装置</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td>・非常用電源</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>・スプリンクラー</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td>・室内防火栓</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </tbody> </table>	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・非常通報装置	有	・非常用電源	なし	・スプリンクラー	なし	・室内防火栓	なし
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有										
・非常通報装置	有	・非常用電源	なし										
・スプリンクラー	なし	・室内防火栓	なし										
防火管理者	防火管理者 藤川 泰英												
保険加入	①損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険 ②保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険												

19. その他

(1)ご利用いただく方の障害福祉サービス受給者証の写しを保管します。

受給者証の種別記入欄は新規契約時、契約終了時に事業所印を押印します。

(2)ご利用いただく方との新規契約時契約終了時には「契約内容報告書(施設利用に関する報告書)」を市町に提出します。

令和 年 月 日

生活介護サービスのご利用にあたり、ご利用いただく方に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 香川県坂出市大屋富町3100番地13

(名称) 社会福祉法人松寿会

かけはし

(説明者) 職名 サービス管理責任者

氏名 藤川 泰英

印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける生活介護サービスの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

ご利用いただく方

(住所)

(氏名)

印

代理人または立会人等

(住所)

(氏名)

印